

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

附則に次の一項を加える。

- 3 平成二十四年七月二日から同年九月七日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、教育長が定めるものの勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時から午後四時四十五分までとする。